

当院は九州厚生局長に下記の届出をおこなっております。

記

(1) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- ◆ 急性期一般入院料 1
- ◆ 地域歯科診療支援病院歯科初診料
- ◆ 歯科外来診療環境体制加算
- ◆ 医師事務作業補助体制加算2 50対1
- ◆ 25 対1急性期看護補助体制加算(看護補助者5割未満)
- ◆ 重症者等療養環境特別加算
- ◆ 医療安全対策地域連携加算2
- ◆ 総合評価加算
- ◆ 認知症ケア加算2
- ◆ 地域包括ケア病棟入院料 2
- ◆ 歯科診療特別対応連携加算
- ◆ 診療録管理体制加算1
- ◆ 救急医療管理加算
- ◆ 療養環境加算
- ◆ 医療安全対策加算2
- ◆ 感染防止対策加算2
- ◆ データ提出加算2
- ◆ 入院時食事療養(I)

(2) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- ◆ 医科点数表第2章第10部手術の通則5及び6に掲げる手術
- ◆ 高度難聴指導管理料
- ◆ 糖尿病透析予防指導管理料
- ◆ がん患者指導管理料1
- ◆ がん治療連携指導料
- ◆ 歯科疾患管理料の注 11 に規定する総合医療管理加算及び歯科治療時医療管理料
- ◆ 薬剤管理指導料・医薬品安全性情報等管理体制加算
- ◆ 検体検査管理加算(II)
- ◆ CT 撮影16列以上64列未満
- ◆ 画像診断管理加算 1
- ◆ 無菌製剤処理料
- ◆ 脳血管疾患等リハビリテーション料(II)
- ◆ 呼吸器リハビリテーション料(I)
- ◆ 歯科口腔リハビリテーション料2
- ◆ 人工腎臓(慢性維持透析を行った場合1)
- ◆ 導入期加算2及び腎代替療法実績加算
- ◆ 人工肛門・人工膀胱造設術前処置加算
- ◆ 麻酔管理料 I
- ◆ 歯科治療総合医療管理料(I)及び(II)
- ◆ 糖尿病合併症管理料
- ◆ 開放型病院共同指導料
- ◆ がん患者指導管理料2
- ◆ HPV 核酸同定検査
- ◆ 在宅患者訪問看護・指導料
- ◆ コンタクトレンズ検査料1
- ◆ MRI 撮影 1. 5テスラ以上
- ◆ 画像診断管理加算 2
- ◆ 運動器リハビリテーション料(I)
- ◆ がん患者リハビリテーション料
- ◆ 外来リハビリテーション診療料
- ◆ 下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ◆ 胃瘻造設術
- ◆ 酸素の購入価格に関する届出
- ◆ クラウン・ブリッジ維持管理料

以上

(平成 30 年 10 月 1 日現在)

